

第 5 章

施策の内容

基本方向Ⅰ ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革

【成果指標】

番号	指標名	現状値	目標値 (2027年)
1	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方に「反対・どちらかといえば反対」という人の割合（市民意識調査） 第2次計画の女性の目標値を継続して設定、男女の目標値を統一	女性61.4% 男性56.0%	女性75% 男性75%
2	男女共同参画社会推進登録団体数 第2次計画の目標値を継続して設定	15団体 (2022.4.1)	22団体

【活動指標】

番号	指標名	現状値	目標値 (2027年)
3	男女共同参画に関する講座の実施回数と事業に参加した子どもの人数 第2次計画（改訂版）の目標値を継続して設定	22回/332人 (2021年)	30回/年、 2,000人
4	ローズWAMの男女共同参画に関する図書等の貸出冊数 第2次計画（改訂版）の目標値を継続して設定	4,889冊 (2021年)	6,600冊
5	再就職セミナーや女性のためのスキルアップ講座の実施回数 第2次計画（改訂版）の目標値を継続して設定	17回 (2021年)	25回/年
6	男性の生活能力向上のための講座や事業の実施回数と参加人数 第2次計画（改訂版）の目標値を継続して設定	167回/907人 (2021年)	390回/年、 2,800人

基本目標1 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進

【現状と課題】

次代を担う子どもたちが、ジェンダー平等について正しく理解することは、将来的なジェンダー平等社会の実現につながります。また、進路選択の際に性別にとらわれず、多様な選択ができることは、誰もがあらゆる分野に主体的に参画していくためにも重要です。

アンケート調査によれば、小中学生では、家で行っている家事分担等について、女子が担う項目が多く、家事の内容も、「買い物」「食事のあとかたづけ」は女子の割合が、「ゴミだし」「お風呂洗い」は男子の割合が高いなど、親世代の家庭の役割分担が子ども世代にも影響している様子がうかがえます。

本市では、幼稚園や保育所、認定こども園において、日々の生活や遊びの中で男女の区別なく、一人ひとりが互いを尊重し合える教育・保育の実践に、学校においては、性別によって区別しないキャリア教育の推進に努めています。

今後、子どもたちが性別にとらわれず、一人ひとり自らの意思によって多様な生き方を選択できるよう、子どもの価値観の醸成に影響を与える保育士や小・中学校教職員のジェンダー平等意識の向上を図り、発達段階を踏まえた教育・保育を実践していくことが求められます。

施策の基本的方向 1 子どもの頃からのジェンダー平等への理解の促進と将来を見通した自己形成支援

【具体的施策1】ジェンダー平等を推進する保育・教育の充実

保育・教育の現場において、「男だから」「女だから」という決めつけをなくし、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、ジェンダー平等の教育、指導を進めます。

番号	施策内容	担当課
1	保育所（園）、幼稚園、学校等での固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、人権尊重を基盤にした一人ひとりを尊重する教育・保育、ジェンダー平等観の形成を図るための教育・保育を充実します。	保育幼稚園総務課 学童保育課 学校教育推進課
2	ジェンダー平等についての理解を深めるため、保育・教育関係者に対する研修を充実します。	子育て支援課 保育幼稚園総務課 学校教育推進課 教育センター
3	ジェンダー平等の視点に配慮したこころのケア、教育相談を実施します。	学校教育推進課 教育センター

【具体的施策2】性別にとらわれないキャリア教育の推進

子どもたちが働く意義と重要性を理解し、性別にとらわれることなく将来の人生設計を描けるよう、年齢に応じたキャリア教育を推進します。

番号	施策内容	担当課
4	子どもたちが自尊感情を高め、性別にとらわれることなく主体的に自分らしい生き方を選択できるよう、幼児期から年齢に応じたキャリア教育を推進します。	保育幼稚園総務課 学校教育推進課
5	中学校における職場体験学習を通じて、働くことへの理解を深めます。	学校教育推進課

【具体的施策3】様々な人との共生への取組の推進

グローバルで多様な価値観が存在する社会のなかで、互いを認め合い、豊かな共生関係を築くための取組を進めます。

番号	施策内容	担当課
6	外国にルーツを持つ子どもたちが自尊感情を高め、主体性を確立することができるよう、ワールド教室を実施します。また、幼児期から多様性を尊重し合い、多文化共生の意識を醸成するための取組を推進します。	保育幼稚園総務課 学校教育推進課
7	多様な性のあり方への理解を深めるため、子ども向けの啓発冊子等を作成・配布します。また、互いの良さや違いに気づき、認め合えるような保育・教育を推進します。	人権・男女共生課 保育幼稚園総務課 学校教育推進課

施策の基本的方向2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

【具体的施策4】子どもや若者のための学習や体験活動の推進

子どもや若者が自立的に生活できる総合的な「生きる力」を育めるよう、体験を通して学ぶ機会を提供します。

また、女性の少ない理工系分野への興味・関心を促進し、進路選択の幅が広がるよう支援します。

番号	施策内容	担当課
8	子どもや若者が学習や体験活動を通してジェンダー平等について学べる機会を充実します。	スポーツ推進課 人権・男女共生課 こども政策課 子育て支援課 保育幼稚園総務課 社会教育振興課 学校教育推進課
9	子どもたちの理工系分野への興味・関心を高めるための取組を推進します。	人権・男女共生課 教育センター

【具体的施策5】生きる力を育む家庭でのジェンダー平等の推進

固定的な性別役割分担意識が家庭での子育てや教育によって再生産されることがないよう、ジェンダー平等の重要性について啓発するとともに、学習機会の充実を図ります。

番号	施策内容	担当課
10	ジェンダー平等の視点に配慮した家庭教育学級の実施を推進します。	社会教育振興課
11	家庭教育学級指導者に対してジェンダー平等に関する情報提供や研修の機会を充実します。	社会教育振興課
12	ジェンダー平等の視点に配慮した子育てや教育に関する講座等、子育て家庭への学習機会を提供するとともに、講座の内容や開催方法について工夫します。	子育て支援課 社会教育振興課

基本目標2 あらゆる世代におけるジェンダー平等の推進

【現状と課題】

ジェンダー平等社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や性別に基づく「アンコンシャス・バイアス」（無意識の思い込み）が家庭や地域、職場等のあらゆる場で解消され、自らの意思で多様な生き方を選択できるようになることが重要です。また、ジェンダー平等の必要性を市民一人ひとりが正しく認識し、自らの行動につなげていくことが必要となります。

アンケート調査によれば、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、全体では『反対』が約6割と、平成28（2016）年度調査から14.2ポイント増加しています。一方、性別で見ると、『賛成』は、男性の方が女性よりも8.9ポイント高く、年齢が高くなるほど、その傾向は強くなっています。こうした性別や世代による意識の違いは、社会の構造にも反映され、家庭や地域における役割分担、若い世代の将来の職業選択、職場におけるキャリア選択等において、多様な選択の機会や活躍の機会を狭めている可能性があります。

本市では、こうした固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男性の家事参画・仕事以外の活動参画を推進するための各種講座や講演会の開催等、多世代を対象とした取組を行っています。

引き続き、あらゆる世代の人々がジェンダー平等への興味や関心を高めたり、固定的な性別役割分担意識や性別に基づくアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消したりすることができるよう、様々な機会や対象をとらえたジェンダー平等に関する広報・啓発活動の充実や学習機会の提供等が必要です。

また、性別役割分担意識が強い傾向にある男性に対しての啓発活動や長時間労働の見直しに向けた市内事業所への情報提供などにより、男性が家庭や地域活動等に参画しやすい環境づくりが求められます。

「アンコンシャス・バイアス」とは

過去の経験や見聞きした事柄から、誰もが潜在的に持っている思い込みや自分自身でも気がついていない考え方やとらえ方のこと。「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」自体は誰もが持っている可能性があるものであるが、それに気がつかずにいると、そこから生まれた言動により相手を傷つけたり、自分自身の可能性を狭めてしまったりすることがある。

施策の基本的方向 3 固定的な性別役割分担意識解消のための広報・啓発活動の充実

【具体的施策6】 固定的な性別役割分担意識解消のための広報・啓発活動の充実

職場・家庭・地域・学校等における固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報誌や市のホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施します。

番号	施策内容	担当課
13	男女共同参画講演会や人権を考える市民のつどい等を開催するほか、広報誌や市ホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、固定的な性別役割分担意識の解消に関する広報・啓発活動を実施します。	人権・男女共生課 商工労政課 関係課
14	ジェンダー平等に関する啓発冊子等を作成するとともに、市公式総合アプリやSNSを活用するなど、情報発信方法を工夫します。	人権・男女共生課
15	固定的な性別役割分担意識の解消について地域団体への働きかけを行います。	地域コミュニティ課
16	市民や地域団体等と連携・協働して、講座や研修の実施等に取り組めます。	地域コミュニティ課 人権・男女共生課 関係課

【具体的施策7】 市職員・教職員に対する研修の充実

市職員や教職員がジェンダー平等の視点をもって施策の推進や教育活動に取り組めるよう、情報提供や研修の充実を図ります。

番号	施策内容	担当課
17	ジェンダー平等の視点に配慮した施策や教育の推進に向け、市職員・教職員に対する研修や啓発、情報提供を充実します。	人事課 学校教育推進課 教育センター

【具体的施策8】生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供

誰もが生涯にわたって学び成長することができるよう、生涯学習環境の整備や情報提供、講座の充実を図り、ジェンダー平等の視点に立った生涯学習を推進します。

番号	施策内容	担当課
18	生涯学習に関する情報を、様々な機会、媒体を通して提供します。	文化振興課 関係課
19	ローズWAMや社会教育施設等においてジェンダー平等の視点を持ち、様々な講座を開催します。	文化振興課 人権・男女共生課 社会教育振興課 中央図書館
20	様々な学習機会に誰もが参加しやすいよう、開催日時・場所等について工夫します。また、子育て世代が講演会や審議会等へ参加できるよう、一時的に子どもを預かる出前型一時保育を実施します。	子育て支援課 関係課
21	ローズWAM等を活用して、女性の芸術や文化、ものづくり等の表現活動を支援します。	文化振興課 人権・男女共生課 関係課

【具体的施策9】女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催

女性の様々なチャレンジを支援するため、情報提供の充実を図るとともに、多種多様な学習機会を提供し、女性の主体的な学習活動を促進します。

番号	施策内容	担当課
22	セミナーやイベントの企画・運営等の実践的な活動を通して、女性のエンパワメント支援をします。	人権・男女共生課 関係課
23	様々なチャレンジに関する情報を収集し、多様な媒体を通じて情報提供をします。	人権・男女共生課 商工労政課 関係課
24	女性の様々なチャレンジを応援するため、子育て世代向けの就労支援フェアを開催するほか、女性向け起業セミナーやチャレンジ応援セミナー等の多様な学習機会を提供します。	人権・男女共生課 商工労政課

施策の基本的方向 4 男性にとってのジェンダー平等の推進

【具体的施策10】男性にとってのジェンダー平等に関する啓発や学習機会等の提供

男性中心の働き方等を前提とした労働慣行を見直し、男性の家事、子育て、介護や地域活動への参加・参画を促進するため、男性や市内事業所に向けて情報発信や啓発を行うとともに、ジェンダー平等の視点に立った講座など学習機会の提供を図ります。

また、男性がひとりで悩みを抱え込まないよう、男性のための相談窓口を整備します。

番号	施策内容	担当課
25	男性にとってのジェンダー平等の意義について理解を促進するための学習機会を提供します。	文化振興課 人権・男女共生課
26	男性が家事、育児、介護等、生活者としての能力を身につけるための各種講座を開催します。また、学習ニーズの把握に努めるとともに、オンラインによる開催や参加しやすい日時の設定など、参加者増加に向けた工夫をします。	文化振興課 人権・男女共生課 長寿介護課 子育て支援課 社会教育振興課
27	市内事業所に対して、男性が家庭や地域活動、市民活動へ参画できるよう、男性中心の働き方等を前提とした労働慣行の見直しやワーク・ライフ・バランスについての啓発や情報提供を推進します。	商工労政課
28	男性が相談しやすい体制の整備を図ります。	人権・男女共生課

【具体的施策11】男性のネットワーク支援

男性の家庭生活や地域活動への参画のための支援を進めます。

番号	施策内容	担当課
29	男性の家事や子育て、地域活動等への参画を促進するための各種講座を開催するとともに、若者、子育て中の父親、定年前後の男性、介護を担う男性等のネットワークづくりを支援します。	人権・男女共生課 関係課

施策の基本的方向5 メディアを活用したジェンダー平等の推進

【具体的施策12】多様な媒体による広報や啓発の充実

各種媒体の活用により、広く市民にジェンダー平等関連情報が行き渡るよう努めるとともに、本市が発信する情報においては、人権尊重とジェンダー平等の視点に立った表現に配慮します。

また、市民や地域団体・市内事業所等においても、ジェンダー平等の視点に配慮した表現が浸透するよう学習機会を提供します。

番号	施策内容	担当課
30	広報誌や市ホームページ、SNS等多様な媒体を活用し、ジェンダー平等に関する情報発信を行うとともに、ジェンダー平等の視点に立った表現やイラストを使用するよう配慮します。	まち魅力発信課 関係課
31	広報誌や市民ハンドブック等の市刊行物において、「表現ハンドブック」を活用するなどにより、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	まち魅力発信課 人権・男女共生課 関係課
32	市民や地域団体・市内事業所等がジェンダー平等の視点に配慮した表現について学べる機会の充実を図ります。	まち魅力発信課 人権・男女共生課 商工労政課 関係課

【具体的施策13】情報教育の推進

インターネット等メディアには、固定的な性別役割分担意識を助長するものもあることから、受け取った情報を主体的に判断し活用できる能力を身につけられるよう、小・中学校においてジェンダー平等の視点に立った情報モラル教育を推進します。また、新しいメディアの発達による情報の氾濫や危険性について情報提供します。さらに世代や生活環境による情報格差を解消する取組を進めます。

番号	施策内容	担当課
33	インターネット等メディアの利用による性被害等の被害者にも加害者にもならないよう、学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力を身につけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	人権・男女共生課 教育センター
34	中高年層や生活に困難を抱える人々を対象に、ワード、エクセル等の活用に関する講座など情報化に対応できる能力を育む機会を提供し、情報格差を解消します。	文化振興課 人権・男女共生課 社会教育振興課

施策の基本的方向 6 ジェンダー平等に関わる調査・研究と情報収集・提供

【具体的施策14】ジェンダー平等に関する調査・研究、情報収集の充実

ジェンダー平等に関する意識や実態の経年変化を把握するための調査を継続して実施するとともに、各分野において性別データを収集することにより、性別による格差や不平等の実態把握、施策の効果検証に役立てます。また、収集した情報を多方面に提供します。

番号	施策内容	担当課
35	ジェンダー平等に関する意識や実態、取組状況等について継続的に調査・分析を行います。	人権・男女共生課 関係課
36	性別による格差や不平等の実態を把握し、その解消を図るとともに、施策の立案に役立てるため、男女別データを収集します。	人権・男女共生課 関係課
37	統計や調査・研究結果を市ホームページや茨木市統計書等で公表し、データを提供します。	総務課 人権・男女共生課 関係課

【具体的施策15】ジェンダー平等に関する情報提供機会の充実

ローズWAMでは、開所以来、ジェンダー平等に関する書籍、雑誌、行政刊行物、視聴覚教材等の収集と情報の提供を行っています。ジェンダー平等に関する資料を、幅広い年代の市民が気軽に手に取れ、有効活用を図ることができるよう、情報提供の充実を図ります。

番号	施策内容	担当課
38	ローズWAMや図書館等が連携し、ジェンダー平等に関する各種資料に親しめる機会を充実します。	人権・男女共生課 中央図書館
39	国際的な視点に立ったジェンダー平等に関する資料の収集と情報提供を推進します。	人権・男女共生課 中央図書館
40	情報通信技術（ICT）を活用してジェンダー平等に関する資料等を提供します。	人権・男女共生課 中央図書館